

喜多方市議会新型コロナウイルス感染症対応申し合わせ事項

令和2年4月16日
各派代表者会
(コロナ対策会議)

令和2年 5月11日一部改正
令和2年10月26日一部改正
令和3年 2月17日一部改正
令和4年 2月 1日一部改正

市の新型コロナウイルス感染拡大防止対策への対応とともに、新しい生活様式の実践によるウイズコロナ社会に適応した安定的な議会運営を確保し、よって市民の生命と健康を守るため、本市議会における対応について、下記のとおり申し合わせする。

1 感染防止対策

- (1) 移動を伴う場合は、移動先の感染状況に留意し、特に感染者が多い地域への移動は、その必要性を慎重に判断するとともに、移動先での感染防止対策の徹底など感染リスク対策を十分に行い、行動履歴を記録する。
- (2) 新しい生活様式の実践
 - ①身体的距離の確保、マスクの着用及び手洗いによる感染防止対策の3つの基本を励行する。
 - ②3密（密集、密接、密閉）の回避、毎日の体温測定など健康チェックを実施する。
- (3) 次の症状に該当する場合は、本会議や委員会など会議への出席を自粛し、必ず議会事務局に連絡する。
 - ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
 - ②高血圧、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の心臓病などの基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある。
 - ③上記①及び②以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪の症状が4日以上続いている。
 - ④味覚、嗅覚に異常がある。
 - ⑤上記のほか、新型コロナウイルス感染症特有の症状がある。
 - ⑥家族に、上記①～⑤のいずれかの症状がある。
 - ⑦保健所から「濃厚接触者」との連絡を受けた。ただし、感染急増時における濃厚接触者の対応については、県が示す対応による。

(4) 健康確認シートへの記入

議員が登庁する場合は、必ず検温を行い、議会事務局に備え付けの健康確認シートに必要な事項を記入する。

(5) 会議出席の際の対策

- ①本庁舎4階に設置してあるアルコール消毒液を使用し、手指の消毒をする。
- ②マスクの着用により、飛沫感染防止対策を行ない、会議に出席する。

(6) 傍聴人の対応

- ①傍聴人に、次の事項について対応をお願いする。
 - ・マスクを着用していただくこと。
 - ・傍聴席入口備付けの消毒液により、手指の消毒をしていただくこと。
 - ・受付簿には、氏名及び住所のほか、年齢及び連絡先を記入いただくこと。
 - ・傍聴前に、事務局職員による検温をしていただくこと。
- ②検温時に熱が高い場合や体調不良が見られる場合は、傍聴の自粛をお願いする。
- ③傍聴席の間隔確保のため、傍聴人の定員を制限する。
- ④委員会の傍聴については、委員会室が密にならないよう考慮し、上記①及び②と同様の対応とする。
- ⑤コロナ感染拡大防止に係る留意事項等の協力と徹底について、市役所庁舎内での掲示やホームページ・SNSで呼びかける。
- ⑥議会インターネット中継、本庁舎市民ホールでの中継について周知する。

(7) 議場及び委員会室等の対応

- ①議場及び委員会室の席の間隔を確保する。
- ②市役所庁舎の24時間換気システムと併用し、本会議や委員会の休憩時には、窓や扉を開けて換気を行う。
- ③議場及び委員会室等を使用後は、机やいす等の拭き掃除を行う。
- ④議員控室及び会派室は、上記②及び③に準じ対応する。

2 感染が拡大した場合の対応

(1) 議員または事務局職員の感染が確認された場合

保健所の指導に従い、行動歴の把握など、感染者確認の際の対応を迅速に行い、感染状況に応じた適切な対応をとる。

(2) 感染がさらに拡大した場合

- ①定例会、臨時会及びその他各種会議の開催に影響が生じることとなった際には、日程の調整・変更等必要な対応を行う。
- ②本庁舎の閉鎖等により、執行機関が本会議をはじめとした会議に出席できない場合についても、上記①と同様の対応とする。

3 執行機関との連携及び情報の収集

- (1) 市対策本部との情報共有のもとで、連携して対応に当たる。
- (2) 議員から執行機関への意見や要望、問合せ等については、議長に集約して対応する。
- (3) 感染者に関する問合せ等はしない。
- (4) 執行機関からの報告・通知等は、議長の判断のもと、タブレット端末で伝達する。

4 行政視察の対応

- (1) 受入対応
 - ①市内及び国内各地域の感染拡大の状況を踏まえ、受入れの見合わせ、または受入れ地域の制限を行う。
 - ②受け入れの再開に当たっては、市内及び国内各地域の感染状況及び周辺自治体の対応等を参考としながら、受入可能地域の範囲を徐々に広げるなど、感染状況を見ながら的確に対応する。
- (2) 派遣等の対応
 - ①派遣等に当たっては、市内の感染状況並びに派遣先の感染状況及び受入状況を十分考慮した上で対応する。
 - ②派遣先では、適切に感染防止対策を講じるとともに、感染リスク対策を徹底する。

5 その他

本申し合わせ事項の一部改正等が必要と認められる場合は、喜多方市議会新型コロナウイルス感染症対策会議において決定する。

なお、急施を要する事項または軽微な変更等については、議長の判断のもと対応する。